

『自動車関係法令と解説（令和8年版）』 正誤表

正	誤
<p>■319 ページ下から 21 行目</p>	
<p>2 自動車検査員は、自動車が当該自動車に係る自動車検査証に記録された車台番号並びに道路運送車両法施行規則第 35 条の 3 第 1 項各号（<u>第 2 号、第 3 号、第 15 号、第 19 号</u>から第 21 号まで及び第 28 号を除く。）並びに第 35 条の 4 第 1 項第 5 号及び第 7 号に掲げる事項について事実と相違があると認めるときは、法第 94 条の 5 第 1 項の証明（一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものを除く。）をしてはならない。</p>	<p>2 自動車検査員は、自動車が当該自動車に係る自動車検査証に記録された車台番号並びに道路運送車両法施行規則第 35 条の 3 第 1 項各号（<u>第 3 号、第 15 号、第 19 号</u>から第 21 号まで及び第 28 号を除く。）並びに第 35 条の 4 第 1 項第 5 号及び第 7 号に掲げる事項について事実と相違があると認めるときは、法第 94 条の 5 第 1 項の証明（一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものを除く。）をしてはならない。</p>
<p>■319 ページ下から 15 行目～8 行目</p>	
<p>「■令和 11 年 4 月 1 日施行」のカコミ部分を削除</p>	